

介護保険における

特別地域加算

中山間地域等小規模事業所加算

中山間地域等居住者サービス提供加算

の対象地域一覧

1. 特別地域加算の対象地域（2頁～11頁）
2. 中山間地域等小規模事業所加算の対象地域（12頁～13頁）
3. 中山間地域等居住者サービス提供加算の対象地域（14頁～15頁）

特別地域加算の対象地域

【特別地域加算の算定要件】

特別地域加算は、下記1～5の地域に事業所がある場合に特別地域加算が算定できます。なお、6については、別に厚生労働大臣が定める地域に事業所がある場合に算定できます。

算定に当たっては、都道府県知事（政令市及び中核市は市長）に体制状況等一覧の届出が必要です。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

<http://www.mlit.go.jp/common/001198400.pdf>

- 2 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島

奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）

- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_about/pdf/sanson_itiran.pdf

- 4 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島

孺婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島

- 5 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島

市町村	該当する島
伊平屋村	伊平屋島、野甫島
伊是名村	伊是名島、具志川島、屋那覇島
伊江村	伊江島
本部町	水納島
うるま市	津堅島
南城市	久高島
栗国村	栗国島
渡名喜村	渡名喜島
座間味村	座間味島、阿嘉島、慶留間島、嘉比島、安慶名敷島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島
渡嘉敷村	渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島
久米島町	久米島、硫黄島、奥武島、オーハ島
北大東村	北大東島
南大東村	南大東島
宮古島市	宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島
多良間村	多良間島、水納島
石垣市	石垣島、小島
竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島、内離島、嘉弥真島、外離島
与那国町	与那国島

- 6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サ

ービス並びに同法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援及び同法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス及び同法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

上記 6 の「厚生労働大臣が別に定める」地域は、下記の通り。

北海道

ア. 全域を範囲とする市町村

歌志内市，ニセコ町，真狩村，留寿都村，奈井江町，浦臼町，雨竜町，北竜町，佐呂間町，湧別町，大空村，壮瞥町，厚真町，安平町，むかわ町，士幌町，鹿追町，中札内村，更別村，本別町，浜中町，弟子屈町

イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

函館市	恵山岬町，元村町，富浦町，島泊町，新恵山町，絵紙山町，新八幡町，新浜町，銚子町
名寄市	風連町
伊達市	大滝区
福島町	字松浦，字吉野，字館崎，字吉岡，字美山，字豊浜，字宮歌
森町	字砂原西一丁目，字砂原西二丁目，字砂原西三丁目，字砂原四丁目，字砂原西五丁目，字砂原一丁目，字砂原二丁目，字砂原三丁目，字砂原四丁目，字砂原五丁目，字砂原六丁目，字砂原東一丁目，字砂原東二丁目，字砂原東三丁目，字砂原東四丁目，字砂原東五丁目，字砂原原野四線，字砂原原野五線，字砂原原野六線，字砂原原野七線，字砂原原野八線
せたな町	大成区太田，大成区富磯，大成区上浦，大成区都，大成区本陣，大成区久遠，大成区花歌，北檜山区西丹羽，北檜山区丹羽，北檜山区東丹羽，北檜山区小倉山，北檜山区松岡，北檜山区徳島，北檜山区愛知，北檜山区兜野，北檜山区豊岡，北檜山区北檜山，瀬棚区
蘭越町	字川上，字立川，昆布町，字黄金，字湯里，字日出，蘭越町，字豊国，字旭台，字水上，字大谷，字淀川，字栄，字富岡，字新見，字吉国，字上里，字三和，名駒町，字鮎川，字清水，字共栄，字御成，字初田，字三笠，字相生，目名町，字貝川，字田下，字讃岐，上目名
共和町	南幌似，前田，老古美，梨野舞納，宮丘，発足，幌似
積丹町	大字美国町，大字婦美町，大字幌武意町
洞爺湖町	洞爺町，旭浦，大原，川東，成香，岩屋，香川，財田，富丘及び伏見
日高町	富川北，字平賀，字福満，富川東，字富浜，富川南，富川西，富川駒丘，門別本町，字緑町，字幾千世，字庫富，字広富，字豊郷，字旭町，字豊田，字美原，字厚賀町，字賀張，字清島，字正和，字三和
幕別町	忠類栄町，忠類幸町，忠類本町，忠類錦町，忠類白銀町，忠類元忠類，忠類日和，忠類西当，忠類協徳，忠類朝日，忠類公親，忠類共栄，忠類東宝，忠類幌内，忠類明和，忠類新生，忠類中当，忠類古里，忠類晩成
厚岸町	太田一の通り，太田二の通り，太田三の通り，太田四の通り，太田五の通り，太田六の通り，太田七の通り，太田八の通り，太田九の通り，太田東，太田西，太田北，乙幌，太田宏陽，サッテベツ，大別，セタニウシ，太田南，光荣，片無去，上尾幌（国有地の一部に限る），門静四丁目，白浜（二丁目百二十七番，三丁目一番から三丁目三番，三丁目五番，三丁目五十番から三丁目九十一番，四丁目一番から四丁目二百五十六番に限る），宮園（二丁目一番，二丁目九十六番から二丁目三百五番，二丁目三百七番から二丁目三百七十二番，二丁目三百七十八番から二丁目三百七十九番，二丁目三百八十一番，二丁目四百五十七番から二丁目四百七十五番，三丁目三番から三丁目七番，三丁目九番，三丁目十番，三丁目十二番から三丁目百二十三番，三丁目百二十六番から三丁目百五十七番，四丁目一番から四丁目八十四番，四丁目八十六番から

	四丁目百八番，四丁目百十番から四丁目百十六番に限る)，サンヌシ，山の手（一丁目一番，一丁目六番，一丁目十七番から一丁目二十六番，一丁目三十九番，一丁目五十五番から一丁目六十六番，一丁目六十八番から一丁目九十二番，一丁目九十六番から一丁目百番，一丁目百三番から一丁目百二十七番，一丁目百二十九番から一丁目百四十二番，一丁目百四十五番から一丁目百四十七番，一丁目百五十番，一丁目百六十三番，二丁目一番，二丁目二番，二丁目四番から二丁目二十二番，二丁目二十四番から二丁目四十番，二丁目四十六番から二丁目五十七番，三丁目一番から三丁目七十二番，四丁目三番から四丁目七番，四丁目十三番から四丁目十八番に限る)
標茶町	字チャンベツ原野，字上チャンベツ原野，字中チャンベツ原野，字雷別，字下チャンベツ，字中チャンベツ，字チャンベツ，字片無去

岩手県

- ア. 全域を範囲とする市町村（該当なし）
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

盛岡市	上米内（字白石，字小浜及び字畑十一番地から三十六番地までの地域に限る），新庄（字上八木田，字下八木田，字銭掛及び字小貝沢の地域に限る），浅岸（字元信の地域に限る），黒川（一地割から三地割までの地域に限る），手代森（一地割及び十八地割の地域に限る），大ヶ生（一地割，二地割，八地割，九地割，十三地割から十七地割まで，二十三地割，二十七地割，二十八地割，三十地割及び三十一地割の地域に限る），乙部（一地割の地域に限る），玉山区馬場（字前田，字高木，字赤坂，字太子堂，字葛巻，字川久保の地域に限る）
-----	--

宮城県

- ア. 全域を範囲とする市町村（該当なし）
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

盛岡市	栗駒耕英，栗駒大峰
丸森町	耕野，大張
加美町	小泉，木舟，谷地森，鳥嶋，鳥屋ヶ崎，孫沢，米泉，君ヶ袋，沼ヶ袋
女川町	御前浜，大石原浜，野々浜，塚浜（塚浜，小屋取，竹ノ尻の地域に限る），飯子浜，桐ヶ崎，横浦，指ヶ浜，高白浜，尾浦，尾浦町，竹浦

秋田県

- ア. 全域を範囲とする市町村（該当なし）
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

由利本荘市	鳥海町伏見，鳥海町栗沢，鳥海町上川内，鳥海町下川内，鳥海町小川
-------	---------------------------------

山形県

- ア. 全域を範囲とする市町村（該当なし）
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

尾花沢市	大字丹生，大字正巖，大字行沢，大字中島，大字押切，大字高橋，大字富山，大字市野々，大字岩谷沢，大字荻袋，大字寺内，大字南沢，大字野黒沢，大字芦沢，大字名木沢，大字毒沢
大江町	大字本郷甲，大字本郷乙，大字本郷丙，大字本郷丁，大字本郷戊，大字本郷己，大字荻野，大字堂屋敷，大字塩の平，大字所部，大字顔好甲，大字顔好乙，大字材木，大字橋上，大字小新，大字十八才甲，大字十八才乙，大字檜山，大字月布，大字大鉢，大字原田
船形町	大字長沢，大字舟形，大字長者原，大字富田
鮭川村	大字川口，大字向居，大字佐渡，大字中渡，大字石名坂，大字京塚
戸沢村	大字岩清水，大字津谷，大字名高，大字神田，大字松坂

福島県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

郡山市	湖南町 (浜路, 横沢, 舘, 舟津及び中野の地域に限る)
-----	-------------------------------

栃木県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

鹿沼市	深程
-----	----

新潟県

- ア. 全域を範囲とする市町村

阿賀町

- イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

十日町市	蒔平, 儀明, 小池, 田野倉, 名平, 室野, 蒲生, 木和田原, 仙納, 峠, 福島, 松之山, 松之山光間, 松之山新山, 松之山水梨, 松之山小谷, 松之山大荒戸, 松之山松口, 松之山三桶, 松之山沢口, 松之山猪之名, 松之山藤内名, 松之山橋詰, 松之山坂下, 松之山観音寺, 松之山古戸, 松之山湯山, 松之山湯本, 松之山黒倉, 松之山天水越, 松之山天水島, 松之山藤倉, 松之山中尾, 松之山東川, 松之山上鰻池, 松之山下鰻池, 松之山五十子平, 松之山上坪野, 松之山赤倉, 松之山東山, 浦田
村上市	寺尾, 宮ノ下, 下中島, 鶺鴒渡路, 上野, 川端, 猿沢, 檜原, 板屋越
糸魚川市	大字御前山, 大字市野々
上越市	安塚区
津南町	大字秋成, 大字穴藤, 大字結束, 大字大赤沢, 大字上郷大井平, 大字上郷子種新田, 大字上郷宮野原, 大字上郷寺石, 大字上郷上田, 大字芦ヶ崎, 大字赤沢, 大字谷内, 大字中深見, 大字外丸, 大字三箇

石川県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

小松市	嵐町及び中ノ峠町
輪島市	町野町, 里町, 名舟町, 白米町, 野田町, 尊利地町, 小田屋町, 忍町, 東印内町, 西院内町, 渋田町, 西山町, 東山町, 門前町門前, 門前町清水, 門前町走出, 門前町和田, 門前町高根尾, 門前町本市, 門前町栃木, 門前町深田, 門前町広瀬, 門前町日野尾, 門前町鬼屋, 門前町舘, 門前町広岡, 門前町西中尾, 門前町小滝, 門前町上河内, 門前町猿橋, 門前町小石, 門前町植戸, 門前町風原, 門前町赤神, 門前町飯川谷, 門前町池田, 門前町入山, 門前町窠, 門前町上代, 門前町江崎, 門前町大釜, 門前町大切, 門前町大泊, 門前町鍛冶屋, 門前町久川, 門前町北川, 門前町切狭, 門前町木原月, 門前町黒岩, 門前町腰細, 門前町小山, 門前町是清, 門前町椎木, 門前町神明原, 門前町白禿, 門前町新町分, 門前町清沢, 門前町千代, 門前町滝町, 門前町舘分, 門前町劔地, 門前町中田, 門前町西中谷, 門前町馬場, 門前町藤浜, 門前町二又, 門前町馬渡, 門前町南, 門前町山是清, 門前町渡瀬, 門前町大生, 門前町鹿磯, 門前町勝田, 門前町道下, 門前町深見, 門前町六郎木及び門前町黒島町
珠洲市	上戸町及び三崎町
白山市	尾添, 女原, 釜谷, 五味島, 瀬戸, 鴫ヶ谷, 荒谷, 東二口及び深瀬
志賀町	酒見, 大福寺, 稲敷, 栢木, 香能, 福浦港, 赤崎, 小窪, 鹿頭, 笹波及び前浜
穴水町	甲, 山中, 鹿波, 鹿上, 野並, 曾良, 大郷, 沖波, 前波, 宇加川, 明千寺, 花園, 古君及び竹太
能登町	松波, 恋路, 明生, 布浦, 上, 福光, 滝之坊, 田代, 駒渡, 宮犬, 不動寺, 行延, 時長, 泉, 満泉寺, 山中, 羽生, 国重, 九里川尻, 秋吉, 河ヶ谷, 清真, 立壁, 四方山,

	白丸, 内浦長尾及び新保
--	--------------

山梨県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

甲府市	古関町, 梯町
甲斐市	菅口及び福沢
富士河口湖町	精進, 本栖, 富士ヶ嶺

長野県

- ア. 全域を範囲とする市町村
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

麻績村, 白馬村	
大町市	平
筑北村	坂北
池田町	大字広津及び大字陸郷

静岡県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

浜松市	横川 (九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。), 佐久間町佐久間, 佐久間町中部及び佐額間町半場
沼津市	井田及び舟山
島田市	伊久身, 千葉, 川根町家山, 川根町抜里及び川根町葛籠
藤枝市	岡部町野田沢, 岡部町青羽根及び岡部町玉取
伊豆市	土肥 (宇平石の地域に限る。) 及び小土肥 (宇石上の地域に限る。)

愛知県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

豊田市	下山田代町, 田折町, 蕪木町及び蘭町 (大向, 皿田, 下海道, 下洞, 神田, 新田, 西洞, 狭田, 花ノ木, 平岩及び分里の地域に限る。)
新城市	乗本
設楽町	田口, 清崎, 荒尾, 和市, 小松, 長江, 八橋及び松戸
東栄町	大字本郷, 大字奈根, 大字下田及び大字川角

兵庫県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

姫路市	夢前町山之内 (佐中, 熊部, 坂根及び小畑の地域に限る。) 及び夢前町高長
佐用町	佐用, 平福, 江川, 力万, 須安, 宇根, 西大畠, 小日山, 目高, 寄延, 上月, 仁位, 早瀬, 多賀, 中島, 米田, 小山, 安川, 土井, 宝蔵寺, 下徳久, 林崎, 東徳久, 西徳久及び平松
新温泉町	赤崎, 和田, 三尾, 諸寄, 釜屋, 居組, 切畑, 多子, 桐岡, 丹土, 中辻, 塩山及び飯野

和歌山県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

有田川町	大字境川，大字二川，大字日物川及び大字東大谷
すさみ町	江住，見老律及び里野

鳥取県

- ア．全域を範囲とする市町村（該当なし）
イ．一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

八頭町	小別府，新興寺，安井宿，桜ヶ丘及び日下部
-----	----------------------

島根県

- ア．全域を範囲とする市町村（該当なし）
イ．一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

浜田市	三隅町古市場，三隅町湊浦，三隅町西河内，三隅町岡見，三隅町井野，三隅町室谷及び三隅町芦谷
江津市	桜江町市山，桜江町今田，桜江町江尾及び桜江町後山（後山上及び後山下の地域に限る。）
川本町	大字川本，大字因原，大字都賀行，大字三原，大字田窪，大字南佐木及び大字北佐木
邑南町	矢上

岡山県

- ア．全域を範囲とする市町村（該当なし）
イ．一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

高梁市	川上町地頭，川上町七地，川上町三沢，川上町領家，川上町吉木，川上町臘数，備中町志藤用瀬，備中町布瀬，備中町長屋及び備中町布賀
美咲町	上口，小山，栃原，中埴和，東埴和及び西

広島県

- ア．全域を範囲とする市町村（該当なし）
イ．一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

呉市	豊町
東広島市	豊栄町清武，豊栄町鍛冶屋，豊栄町安宿，豊栄町別府，豊栄町乃美及び豊栄町能良
安芸高田市	吉田町中馬，吉田町上入江，吉田町下入江，吉田町小山，吉田町長屋，吉田町桂，甲田町高田原（字女鳥，字馬通，字恩田，字暮坪，字甲角，字観音石，字下杉，字上杉，字明光山及び字仁伍山の地域に限る。）及び甲田町上小原（字西ヶ迫，字小井逸，字百畦，字小山，字原田，字鹿渡，字温田，字城田原，字大反田，字立岩，字寺迫，字堀迫，字向山，字黒平，字大谷，字大土山，字小南，字柳逸，字池の内，字蔭近，字槇之本，字中迫，字古神出，字先迫，字切谷，字前平及び字重宏山の地域に限る。）
安芸太田市	大字加計，大字戸河内，大字田吹，大字吉和郷，大字遊谷，大字土居，大字打梨，大字那須，大字横川，大字柴木，大字川手，大字梶ノ木，大字板ヶ谷，大字松原，大字小板，大字寺領，大字上殿，大字猪山，大字平見谷，大字観音及び大字津浪
北広島市	新郷，新都，寺原，石井谷，古保利，今田，今吉田，阿坂及び吉木

山口県

- ア．全域を範囲とする市町村（該当なし）
イ．一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

岩国市	美川町小川，美川町四馬神及び美川町添谷
長門市	油谷津黄，油谷後畑，油谷角山，油谷向津具下，油谷向津具上，油谷川尻及び油谷蔵小田

徳島県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

神山町	神領
東みよし町	毛田 (千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百二十九番地までの地域に限る。) 及び中庄 (二千九百六十五番地から四千七百七十二番地までの地域に限る。)

高知県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

須崎市	久通
香美市	香北町吉野, 香北町小川, 香北町葎生野, 香北町美良布, 香北町下野尻, 香北町太郎丸, 香北町萩野, 香北町岩改, 香北町橋川野及び香北町日ノ御子
土佐町	田井
大豊町	大平, 大滝, 川井, 中内, 西峯, 柚木, 怒田, 南大王, 八畝, 立野, 西川, 粟生, 筏木, 八川, 岩原, 東土居, 西土居, 佐賀山, 上東, 中屋, 黒石, 庵谷, 船戸, 梶ヶ内, 奥大田, 寺内, 安野々, 西久保, 川戸, 連火, 桃原, 永渕, 柳野, 大砂子及び大久保
仁淀川町	峯岩戸, 本村, 二子野, 藤ノ野, 引地, 長屋, 中村, 寺村, 田村, 橋谷, 宗津, 鹿森, 桜, 葛原, 久喜, 川口, 加枝, 遅越, 大崎, 大板, 岩戸, 相能及び蔵谷
津野町	新土居, 三間川, 樺ノ川, 西谷甲, 姫野々, 久保川, 貝ノ川, 永野, 西谷乙及び貝ノ川床鍋
四万十町	興津

福岡県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
 イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

飯塚市	内住 (字大野, 字白坂, 字原, 字払ノ谷, 字十郎, 字用意の元, 字久保山, 字浦ノ谷, 字福ヶ谷, 字久保山前, 字古屋敷, 字兎山, 字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。), 山口 (字米の山, 字茜屋, 字アラ谷, 字飯田, 字睦ヶ谷, 字ヲジト, 字河原, 字勘四郎, 字コノヲ, 字城山, 字城ノ山, 字新開, 字地藏ヶ原, 字下木屋, 字尻ノ谷, 字高塚, 字竹ノ尾, 字堂田, 字峠, 字松葉, 字宮ノ脇, 字六反田, 字道官, 字梨木原, 字墓ノ尾, 字橋ヶ下, 字平原, 字仏田, 字堀田及び字前田の地域に限る。), 弥山 (字水上, 字坂ノ下, 字大山口, 字大塚, 字大石道, 字コボシキ, 字小山口, 字鳥越, 字七曲, 字仁田尾, 字萩の迫, 字畑川及び字広畑の地域に限る。) 及び桑曲 (字前田, 字牧ノ内, 字ホリ田, 字八郎四, 字神ノ後, 字上ノ浦, 字ヲナシ, 字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。)
豊前市	大字中川底 (八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。)
嘉麻市	千手 (字ナカノの地域に限る。), 泉河内 (字ヲムカィ, 字ウト, 字山ノ下, 字油, 字高畑及び字栗野の地域に限る。), 嘉穂才田 (字川淵, 字ムカエハル, 字上ノ原, 字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。) 及び桑野 (字倉谷, 字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)
八女市	黒木町田代 (字下筒井, 字上筒井, 字海太郎, 字鋤先, 字鳥山, 字曾底, 字捨井手, 字子堂目木, 字上堂目木, 字柿ノ木迫, 字下姥ヶ塚, 字北明所, 字湯ノ下, 字坂ノ根, 字角佛, 字小別当, 字辻ノ木, 字年ノ神, 字三反田, 字樫ノ実谷, 字松本, 字津留, 字阿蘇谷, 字池ノ谷, 字井手ノ本, 字岩ノ鼻, 字下真梨穂, 字新城, 字尾草, 字下尾道, 字南真門, 字堂ノ迫, 字杉山, 字田ノ原, 字大坪, 字鶴牧, 字高柿, 字森ノ下, 字鳥越, 字菅之谷, 字谷山口, 字願正, 字山口, 字勿躰, 字睦園, 字堂目木及び字陣床の地域に限る。), 黒木町鹿子生 (字作り道, 字窪, 字鶯ノ谷, 字仲田, 字細工谷, 字長畑, 字村下, 字屋敷, 字南前田, 字鬼突, 字大股及び字糯田の地域に限る。), 黒木町土窪 (字一ノ渡瀬, 字柳ノ原, 字梅ヶ谷, 字辻, 字段, 字上川原, 字迫田, 字平

	瀬，字福寿庵，字井手，字長老岩，字文田，字細工谷，字中通，字西方，字辻山，字池ノ上，字原畑，字石原，字溝添，字僧見，字不動前，字不動山，字込野，字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。)，黒木町木屋（字森，字本村，字釘ノ鼻，字本坪，字山桃塚，字屋舗ノ下，字平平，字葦扱場，字松出，字京ノ松，字前田，字大窪，字中村，字建石，字佛岩，字堂ノ先，字差原，字垣添，字葛原，字鹿ノ子谷，字洲頭，字小川原，字井川元，字塚原，字小平，字大迫，字楮四郎，字長田，字長田下，字大下，字村下，字野ノ中，字餅田，字薬師ノ元，字辻，字山ノ神，字小西ノ上，字弓掛塔，字橋本，字高平，字辻ノ上，字木山，字家舗，字小谷ノ迫，字浦小路，字二本木，字浦ノ上，字一ノ坂，字辨財天，字茅切場，字木山向，字後ヶ迫，字境ノ谷（八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千二百二十四番地までの地域に限る。)，字美野尾（五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。)，字竹ノ迫，字葦扱谷及び字楮原の地域に限る。）及び黒木町北木屋（字前田，字御明園，字栳谷，字下荒谷，字白金，字久保，字外園，字水口，字滝ノ上，字滝ノ下，字山ノ原及び字漆原の地域に限る。)
添田町	大字榊田（字糺宮，字中ノ原，字仙道及び字広瀬の地域に限る。)，大字落合（字別所河内，字鍛冶屋，字長谷，字緑川，字深倉，字中河原，字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)，大字英彦山（字町，字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。）及び大字中元寺（字木浦，字大藪及び字戸谷の地域に限る。)
築上町	大字小山田（字小川谷及び字永尾の地域に限る。)

佐賀県

- ア．全域を範囲とする市町村（該当なし）
 イ．一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

鹿島市	大字山浦（字多々良，字龍ノ平，字七美谷，字小川内，字下黒内，字上黒内，字才又，字多布木，字一本松，字七曲，字銚扮，字榎谷，字坂山，字開花，字東川内，字番在及び字横道の地域に限る。)，大字音成（字本行，字平仁田，字瀬戸，字高野平，字西河内，字片木，字赤岩，字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。）及び大字飯田（字名切，字七曲及び字小場田の地域に限る。)
太良町	大字多良（字矢答，字安永，字次葉深，字流矢，字大平及び字柳谷の地域に限る。)，大字糸岐（字中尾，字榎ノ内，字風配，字当木，字金目及び字大野の地域に限る。）及び大字大浦（字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。)

熊本県

- ア．全域を範囲とする市町村（該当なし）
 イ．一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

八代市	坂本町（坂本，荒瀬，葉木，鎌瀬，中津道及び市ノ俣の地域に限る。）及び東陽町小浦（内の原及び箱石の地域に限る。)
山都町	井無田，大平，高月，郷野原，鶴ヶ田，仏原及び安方

大分県

- ア．全域を範囲とする市町村（該当なし）
 イ．一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

佐伯市	大字長谷（字ジイ田，字スリノ下，字大長瀬，字早稲田，字ハゴノ木，字奥河内，字横畑，字屋敷付，字時石，字下ノ田，字夏鳥，字丸尾，字原，字原山，字原道ノ下，字古屋敷，字虎ヶ藪，字向道下，字荒谷口，字轟，字黒ニタ，字坂ノ下，字治郎丸，字治郎丸口，字蛇石ヶ原，字小治ヶ塔，字小治木藤，字小治郎丸，字新開，字仁藤治尾，字清水湧，字川原畑，字川向，字カバ河内，字前，字前川，字土屋原，字大治郎丸，字大塚，字竹山ノ下，字中屋敷，字渡瀬ノ上，字高ヒタリ，字洞ノ迫，字日向瀬，字尾サキ，字平石，字辺田，字棒ヶ原，字椋ロウ原，字柚木原，字宮ノ首，字柚ノ木
-----	---

	原, 字ツエ久保, 字ツツラ, 字マトバ, 字井ノ本, 字岡, 字岡ノ上, 字岡ノ内, 字下ツツラ, 字下ノツル, 字下川内, 字宮ノ元, 字九ノ内, 字九ノ内, 字穴ヶ原, 字後口畑, 字向原, 字小ノ下, 字松川内, 字上ノツル, 字上ノ山, 字仁藤田, 字船川内, 字駄場ヶ原, 字大田, 字地神, 字中ノ戸, 字中大越, 字中尾, 字長場山, 字長畑, 字田ノ平, 字田平, 字藤河内, 字洞ノ川, 字道ノ上ノ下, 字麦田, 字板平, 字小石, 字桧原, 字トンカワチ, 字長瀬, 字長瀬原, 字大越, 字大原, 字佐土ヶ平, 字鍵裏, 字下ヶ迫, 字又五郎, 字黒ヶ原, 字梨子ノ木, 字城見ヶ原, 字柚ノ木, 字難谷, 字岡ノ松, 字高平, 字荒内口, 森ノ木, 字塚畑, 字立山, 字荒内及び字鯨越下タの地域に限る。)
白杵市	野津町大字東谷 (字刈田, 字大岩ヶ迫, 字長畑ヶ, 字下出羽, 字丸畑ヶ, 字鑑ノ口, 字桑畑ヶ, 字桑ヶ谷, 字峠ノ下, 字山中, 字津川, 字西, 字大平, 字尾原, 字迫ノ口, 字向ノ田, 字福原, 字高野, 字山ノ迫, 字祓処, 字谷ノ子, 字中ゾノ, 字前田, 字石ヶ迫, 字引明, 字神割, 字後ヶ谷, 字久保田, 字清水ノ元, 字野中, 字長迫, 字柳田, 字長羽山, 字新地, 字水ヶ谷, 字板ヶ迫及び字垣河内の地域に限る。), 野津町大字老松 (字鼻操石, 字城ヶ平, 字下陣, 字上引田, 字上坪, 字上百田, 字原口及び字小野平の地域に限る。)
玖珠町	大字戸畑 (字峠尾, 字西奥畑, 字西椽ノ木, 字新入山, 字峠, 字津々良, 字横道ノ下, 字大岩, 字花ノ木田, 字佛ノ塔, 字尾越, 字西応寺, 字向島, 字井原釣, 字井原, 字泉園, 字竹ノ尾, 字鏡山, 字大萌, 字矢野嶽, 字上ノ平, 字亀ノ甲, 字小屋志, 字無田草, 字龍神, 字ヤメヲ, 字底尾野, 字白金, 字一ノ村, 字白水, 字猪藪, 字西老兼, 字菅ノ迫, 字南老兼, 字北老兼, 字東老兼, 字鹿馬ノ木, 字崩野, 字向ノ山, 字桜山, 字山ノ口, 字無田山, 字札ノ本, 字高札ノ上, 字中村, 字本之村, 字野中, 字砂原, 字鱒口, 字中ノ原, 字削減岩, 字上ノ山, 字道ノ上, 字萩原山, 字野塚, 字釜焼ノ久保, 字近道ノ久保, 字市ノ迫, 字蛇ヶ原, 字北平, 字谷尻, 字森木, 字山之神, 字内ノ迫, 字丸尾, 字羽根田, 字峯, 字滝の原及び字小西の地域に限る。), 大字戸畑 (字山角, 字向田, 字岩ノ上, 字東高瀬, 字西高瀬, 字山中, 字上山中, 字山戸越, 字畠ヶ迫, 字東後尾野, 字後尾野, 字戸ノ平, 字離尾, 字瀬穴, 字酢の木, 字広登, 字台, 字山ノ口台, 字狸穴, 字前田原, 字神田平, 字井川道, 字峰ノ下, 字口尾, 字藤田原, 字合ノ谷前, 字郷ノ谷, 字上朝見, 字後朝見, 字下朝見, 字水舟, 字後梅及び字前梅の地域に限る。), 大字四日市 (字大野原, 字尾杉, 字大平, 字上サノ原, 字清田川, 字苗代田, 字金山, 字大谷, 字遠見, 字東小清原, 字西小清原, 字平原, 字獄, 字戸之平, 字へり山, 字垣ノ内, 字河内, 字葛根平, 字大野原, 字前田, 字木牟田, 字西ノ平, 字三ツ石, 字妙見石, 字前ノ台, 字尾坪, 字杉塚, 字浦山及び字苧松堂の地域に限る。) 及び大字山浦 (字立平, 字上ノ台, 字早水原, 字下ノ寺, 字柳平, 字大曲, 字中村, 字鬼池, 字田代, 字堂ノ久保, 字舞原, 字花香, 字篠原, 字竜門, 字山ノ上, 字千重, 字改立, 字中野, 字前原, 字萩原, 字日向, 字下ノ園, 字釣, 字駄原, 字秋畑, 字向原及び字大原野の地域に限る。)

宮崎県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)
- イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

日南市	大字吉野方 (字瀬田尾山ノ神の地域に限る。) 及び大字大窪 (字通水, 字札之尾, 字茶円, 字仮屋, 字寺村, 字南平及び字宿之河内の地域に限る。)
串間市	大字奴久見 (字赤石, 字崩元, 字牧ノ谷, 字石山, 字大迫, 字夫婦石, 字大丸, 字葛ヶ迫, 字山ノ神, 字垂門, 字斜木, 字古竹, 字黒土田, 字小字戸, 字高田, 字松ノ本, 字菅牟田, 字大谷, 字迎ノ原, 字柳原及び字松船の地域に限る。) 及び大字大矢取 (字松頭, 字向原, 字前畑, 字牧内, 字轟ヶ谷, 字松ヶ谷及び字佛樋の地域に限る。)

鹿児島県

- ア. 全域を範囲とする市町村 (該当なし)

イ. 一部だけを対象とする市町村の該当区域の名称

伊佐市	大口笹野, 大口羽月山神, 大口羽月西, 大口青木東, 大口針持及び大口曾木
-----	--

※ 上記6に定める「厚生労働大臣が別に定める」地域がない都道府県

青森県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、香川県、愛媛県、長崎県、沖縄県
--

中山間地域等小規模事業所加算の対象地域等

【中山間地域等小規模事業所加算の算定要件】

中山間地域等小規模事業所加算は、下記 1 の施設基準を満たし、2、3 の要件を満たした上で、4 に掲げる地域に事業所がある場合に中山間地域等小規模事業所加算が算定できます。

算定に当たっては、都道府県知事（政令市及び中核市は市長）に体制状況等一覧の届出が必要です。

1 厚生労働大臣が定める施設基準（加算を届出・算定ができる事業所）

	1 月当たりの延べ訪問回数（又は実利用者人数）	
	要支援者への 1 月当たりの訪問	要介護者への 1 月当たりの訪問
居宅療養管理指導	延べ訪問回数 月 5 回以下 ※上記は医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士ごとにカウント	延べ訪問回数 月 50 回以下
訪問看護	延べ訪問回数 月 5 回以下	延べ訪問回数 月 100 回以下
訪問介護	実利用者数 月 5 人以下	延べ訪問回数 月 200 回以下
訪問入浴介護	延べ訪問回数 月 5 回以下	延べ訪問回数 月 20 回以下

2 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 12 年厚生省告示第 22 号）第 2 号のその他の地域

訪問介護などを算定する場合の介護報酬単位数の級地区分が 10 円の地域であること。

3 厚生労働大臣が定める地域（平成 12 年厚生省告示第 24 号）に規定する地域を除いた地域

下記 4 から、1 頁～10 頁に掲げる特別地域加算の対象地域を除いた地域であること。

4 下記の地域

イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯

※ 1 道・県の全域が豪雪地帯又は特別豪雪地帯

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県

※ 2 県内の一部が豪雪地帯又は特別豪雪地帯

宮城県、福島県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県（具体的な地域は、下記参照）

<http://www.mlit.go.jp/common/001085674.pdf>

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地

第 2 条第 1 項に規定する辺地は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」で 5 ㎢に次の通り定められていますが、全国的に整理された指定地域一覧がありません。該当地域であるかどうかは、各市町村にお尋ねください。

第 2 条第 1 項に規定する住民の数その他について政令で定める要件は、当該地域の総務省令で定める中心を含む 5 ㎢以内の面積の区域の人口（法第 3 条第 1 項の規定により総合整備計画を定める日の属する年度の初日において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう）が 50 人以上であり、かつ、そのへんぴな程度が総務省令で定める基準に該当している地域である。

ハ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000013.html

ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域

<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A25.html>

ホ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

http://www.soumu.go.jp/main_content/000491490.pdf

中山間地域等居住者サービス提供加算の対象地域等

【中山間地域等居住者サービス提供加算の算定要件】

中山間地域等居住者サービス提供加算は、下記の1～10の地域（特別地域加算と中山間地域等小規模事業者加算で定める地域と同じ）に居住する利用者に対してサービスを提供した場合に加算が算定できます。

サービスを提供する事業所の所在地に制限はありません。どこの事業所でも算定可能です。

また、都道府県知事（政令市及び中核市は市長）に体制状況等一覧の届出は不要です。要件を満たせば算定できます。

なお、特別地域加算又は中山間地域等小規模事業者加算との併算定が可能です。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

<http://www.mlit.go.jp/common/001198400.pdf>

- 2 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島

奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）

- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_about/pdf/sanson_itiran.pdf

- 4 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島

孺婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島

- 5 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島

市町村	該当する島
伊平屋村	伊平屋島、野甫島
伊是名村	伊是名島、具志川島、屋那覇島
伊江村	伊江島
本部町	水納島
うるま市	津堅島
南城市	久高島
粟国村	粟国島
渡名喜村	渡名喜島
座間味村	座間味島、阿嘉島、慶留間島、嘉比島、安慶名敷島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島
渡嘉敷村	渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島
久米島町	久米島、硫黄島、奥武島、オーハ島
北大東村	北大東島
南大東村	南大東島
宮古島市	宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島
多良間村	多良間島、水納島
石垣市	石垣島、小島
竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島、内離島、嘉弥真島、外離島
与那国町	与那国島

- 6 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

※1 道・県の全域が豪雪地帯又は特別豪雪地帯

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県

※2 県内の一部が豪雪地帯又は特別豪雪地帯

宮城県、福島県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県（具体的な地域は、下記参照）

<http://www.mlit.go.jp/common/001085674.pdf>

- 7 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地

第 2 条第 1 項に規定する辺地は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」で 5 km²に次の通り定められていますが、全国的に整理された指定地域一覧がありません。該当地域であるかどうかは、各市町村にお尋ねください。

第 2 条第 1 項に規定する住民の数その他について政令で定める要件は、当該地域の総務省令で定める中心を含む 5 km²以内の面積の区域の人口（法第 3 条第 1 項の規定により総合整備計画を定める日の属する年度の初日において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう）が 50 人以上であり、かつ、そのへんぴな程度が総務省令で定める基準に該当している地域である。

- 8 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000013.html

- 9 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域

<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A25.html>

- 10 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

http://www.soumu.go.jp/main_content/000491490.pdf